

改正案	改正前
一 (略)	一 (略)
二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備	二 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備
1 (略)	1 (略)
2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。	2 隣接チャネル漏えい電力は、次のとおりであること。
(一) 基地局の送信装置	(一) 基地局の送信装置
	(1) チャンネル間隔が二・五MHzのもの 搬送波の周波数から(±)二・五MHz離れた周波数を中心とする(±)一・二五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下
	(2) チャンネル間隔が五MHzのもの 搬送波の周波数から(±)五MHz離れた周波数を中心とする(±)二・五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下
	(3) チャンネル間隔が一〇MHzのもの 搬送波の周波数から(±)一〇MHz離れた周波数を中心とする(±)五MHzの帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下
	(4) チャンネル間隔が二〇MHzのもの 搬送波の周波数から(±)二〇MHz離れた周波数を中心とする(±)一〇MHzの帯域内に輻射される平均電力が、六デシベル以下
	(5) (1)から(4)までの複数の搬送波を一の送信装置から同時に発射するもの 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関する(1)が

チャンネル間隔	離調周波数	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
二・五MHz	二・五MHz	二・五MHz	三デシベル以下
五MHz	五MHz	五MHz	三デシベル以下
一〇MHz	一〇MHz	一〇MHz	三デシベル以下
二〇MHz	二〇MHz	二〇MHz	六デシベル以下

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては、次のとおりとする。

(一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表

チャンネル間隔	離調周波数	周波数幅	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
二・五 MHz	二・五 MHz	二・五 MHz	二デシベル以下
五 MHz	五 MHz	五 MHz	二デシベル以下
一〇 MHz	一〇 MHz	一〇 MHz	二デシベル以下
二〇 MHz	二〇 MHz	二〇 MHz	三デシベル以下

注 連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のとおりとする。

- (一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。
- (二) 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波

の許容値を満たすこと。

- (二) 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。

(二) 陸上移動局の送信装置

- (1) 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

ら(4)までの許容値を満たすこと。

- イ 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関する(1)から(4)までの許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波に関する(1)の帯域、(2)の帯域、(3)の帯域又は(4)の帯域と他の搬送波に関する(1)の帯域、(2)の帯域、(3)の帯域又は(4)の帯域が重複する場合にあつては、当該一の搬送波に関する(1)から(4)までの許容値又は当該他の搬送波に関する(1)から(4)までの許容値）を満たすこと。

(二) 陸上移動局の送信装置

- (1) チャンネル間隔が二・五 MHz のもの
搬送波の周波数から(±)二・五 MHz 離れた周波数を中心とする(±)二・五 MHz の帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下
- (2) チャンネル間隔が五 MHz のもの
搬送波の周波数から(±)五 MHz 離れた周波数を中心とする(±)二・五 MHz の帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下
- (3) チャンネル間隔が一〇 MHz のもの
搬送波の周波数から(±)一〇 MHz 離れた周波数を中心とする(±)五 MHz の帯域内に輻射される平均電力が、二デシベル以下
- (4) チャンネル間隔が二〇 MHz のもの
搬送波の周波数から(±)二〇 MHz 離れた周波数を中心とする(±)一〇 MHz の帯域内に輻射される平均電力が、三デシベル以下

に関する(1)アからエまでの許容値(一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値)を満たすこと。

(2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置(中継を行うものを除く。)

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数	周波数幅	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz	九・八MHz	二デシベル以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz	一四・九五MHz	二・八七デシベル以下
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九MHz	一九・九MHz	三デシベル以下
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五MHz	二四・九五MHz	三・九七デシベル以下
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九MHz	二九・九MHz	四・七六デシベル以下
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八MHz	三九・八MHz	六デシベル以下

注 離調周波数は、送信周波数帯域(同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。)の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

3) 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信装置がキヤリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

送信の種類	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
連続する搬送波による送信	二、五四五MHzを超え 二、六五五MHz以下	二

4 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合における複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九MHz以下
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五MHz以下
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	二九・九MHz以下
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八MHz以下

5 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	(二) 五・二五デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	(二) 一五・七デシベル以下
一〇MHz	一五MHz以上二五MHz未満	(二) 二二デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上五〇MHz未満	(二) 二二デシベル以下

注 一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては、次のとおりとする。

(一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

3 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五MHz	三・七五MHz以上六・二五MHz未満	(二) 五・二五デシベル以下
五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	(二) 一五・七デシベル以下
一〇MHz	一五MHz以上二五MHz未満	(二) 二二デシベル以下
二〇MHz	三〇MHz以上五〇MHz未満	(二) 二二デシベル以下

注 一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては、次の掲げる許容値を満たすこと。

(一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

(二) 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値)を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じた第二号(一)の表の周波数範囲が重複する場合は、この限りでない。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五 MHz	三・七五 MHz 以上六・二五 MHz 未満	(二) 一〇デシベル以下
五 MHz	七・五 MHz 以上一二・五 MHz 未満	(二) 一〇デシベル以下
一〇 MHz	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	(二) 二五デシベル以下
	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	(二) 三〇デシベル以下
二〇 MHz	三〇 MHz 以上三五 MHz 未満	(二) 二五デシベル以下
	三五 MHz 以上五〇 MHz 未満	(二) 三〇デシベル以下

注 連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のとおりとする。

(一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

(二) 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値)を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表

(二) 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値)を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じた第二号(一)の帯域、(2)の帯域、(3)の帯域又は(4)の帯域が重複する場合は、この限りでない。

(二) 陸上移動局の送信装置

チャンネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
二・五 MHz	三・七五 MHz 以上六・二五 MHz 未満	(二) 一〇デシベル以下
五 MHz	七・五 MHz 以上一二・五 MHz 未満	(二) 一〇デシベル以下
一〇 MHz	一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	(二) 二五デシベル以下
	二〇 MHz 以上二五 MHz 未満	(二) 三〇デシベル以下
二〇 MHz	三〇 MHz 以上三五 MHz 未満	(二) 二五デシベル以下
	三五 MHz 以上五〇 MHz 未満	(二) 三〇デシベル以下

の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じた第二号(一)の表の周波数範囲が重複する場合は、この限りではない。

(2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置（中継を行うものを除く）

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数	任意の1MHzの帯域幅における平均電力
五MHzと五MHzの組合せ	九・九MHz以上一四・七MHz未満	(一) 一三デシベル以下
	一四・七MHz以上一九・七MHz未満	(一) 一五デシベル以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一一・四七五MHz以上二二・四二五MHz未満	(一) 一三デシベル以下
	二二・四二五MHz以上二七・四二五MHz未満	(一) 一五デシベル以下
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以上一九・八五MHz未満	(一) 一三デシベル以下
	一九・八五MHz以上三四・八五MHz未満	(一) 一五デシベル以下
五MHzと二〇MHzの組合せ	一七・四七五MHz以上三七・四二五MHz未満	(一) 一三デシベル以下
	三七・四二五MHz以上四二・四二五MHz未満	(一) 一五デシベル以下
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	一九・九五MHz以上四四・八五MHz未満	(一) 一三デシベル以下
	四四・八五MHz以上四九・八五MHz未満	(一) 一五デシベル以下
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九MHz以上五九・七MHz未満	(一) 一三デシベル以下
	五九・七MHz以上六四・七MHz未満	(一) 一五デシベル以下

注 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波の送信周波数帯域を合わせたものをいう。）の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6| スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二、五〇五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
二、五〇五 MHz 以上二、五三五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一) 四二デシベル以下の値
二、五三五 MHz 以上二、六五五 MHz 未満(注1)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一) 二二デシベル以下の値
二、六五五 MHz 以上	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値

注1 チャネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チャネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一二・五 MHz 以上、チャネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上、チャネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が五〇 MHz 以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

2 一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては、次に掲げる許容値を満たすこと。

(一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

4| スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二、五〇五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値
二、五〇五 MHz 以上二、五三五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一) 四二デシベル以下の値
二、五三五 MHz 以上二、六五五 MHz 未満(注1)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一) 二二デシベル以下の値
二、六五五 MHz 以上	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(一) 一三デシベル以下の値

注1 チャネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チャネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が一二・五 MHz 以上、チャネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上、チャネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が五〇 MHz 以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

2 一の送信装置から複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては、次に掲げる許容値を満たすこと。

(一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に

関するこの表の許容値を満たすこと。

- (二) 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては各搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じた注 1 の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じた第二号(一)の表の周波数範囲又は当該他の搬送波のチャンネル間隔に応じた第五号(一)の表の周波数範囲が重複する場合は、この限りでない。

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下の値
三〇 MHz 以上上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二、五〇五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下の値
二、五〇五 MHz 以上二、五三〇 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル以下の値
二、五三〇 MHz 以上二、五三五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル以下の値
二、五三五 MHz 以上二、六五五 MHz 未満(注)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル以下の値
二、六五五 MHz 以上	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下の値

注 1 チャンネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上、チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が五〇 MHz 以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

関するこの表の許容値を満たすこと。

- (二) 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては各搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じた注 1 の周波数範囲と他の搬送波に関する第二号(一)の表の帯域、(二)の帯域、(三)の帯域若しくは(四)の帯域又は当該搬送波のチャンネル間隔に応じた第三号(一)の表の周波数範囲が重複する場合は、この限りでない。

(二) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下の値
三〇 MHz 以上上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二、五〇五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下の値
二、五〇五 MHz 以上二、五三〇 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル以下の値
二、五三〇 MHz 以上二、五三五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル以下の値
二、五三五 MHz 以上二、六五五 MHz 未満(注)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 三〇デシベル以下の値
二、六五五 MHz 以上	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三デシベル以下の値

注 チャンネル間隔が二・五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が六・二五 MHz 以上、チャンネル間隔が五 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二・五 MHz 以上、チャンネル間隔が一〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が二五 MHz 以上、チャンネル間隔が二〇 MHz の無線設備にあつては離調周波数が五〇 MHz 以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

2] 連続しない搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のとおりとする。

(一) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。

(二) 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては各搬送波に関するこの表の許容値を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じた第二号(一)

(1)の表の周波数範囲又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じた第五号(一)の表の周波数範囲が重複する場合は、この限りでない。

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

7] 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

一〇ワット以下(チャネル間隔が一〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下)であること。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

一の搬送波を発射する送信装置にあつては空中線電力の値が一〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が一〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が一〇〇ミリワット以下であること。

(2) 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動

(三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

5] 送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一) 基地局の送信装置

一〇ワット以下(チャネル間隔が一〇MHzの無線設備の場合にあつては、四〇ワット以下)であること。

(二) 陸上移動局の送信装置

(1) 再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

一の搬送波を発射する送信装置にあつては空中線電力の値が一〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては送信する電波の一の搬送波当たりの空中線電力の値が一〇〇ミリワット以下であり、かつ、陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が一〇〇ミリワット以下であること。

(2) 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動

中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

- (3) (1)及び(2)以外の陸上移動局の送信装置

一の搬送波を発射する送信装置にあつては空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下、複数の搬送波を同時に発射する送信装置にあつては送信する電波の空中線電力の総和が二〇〇ミリワット以下であること。

- (三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

8| 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

- (一) 基地局の送信装置

- (1) チャネル間隔が二・五 MHz のもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)二・五 MHz 及び(±)五 MHz 離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

- (2) チャネル間隔が五 MHz のもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)五 MHz 及び(±)一〇 MHz 離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

- (3) チャネル間隔が一〇 MHz のもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇 MHz 及び(±)二〇 MHz 離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

- (4) チャネル間隔が二〇 MHz のもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)二〇 MHz 及び

中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

- (3) (1)及び(2)以外の陸上移動局の送信装置

二〇〇ミリワット以下であること。

- (三) 陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局(中継を行うものを除く。)から基地局への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(二)の規定を、基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合にあつては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6| 送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

- (一) 基地局の送信装置

- (1) チャネル間隔が二・五 MHz のもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)二・五 MHz 及び(±)五 MHz 離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

- (2) チャネル間隔が五 MHz のもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)五 MHz 及び(±)一〇 MHz 離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

- (3) チャネル間隔が一〇 MHz のもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)一〇 MHz 及び(±)二〇 MHz 離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

- (4) チャネル間隔が二〇 MHz のもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から(±)二〇 MHz 及び

(ハ)四〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) 陸上移動中継局の送信装置

基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

9| 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

10| 陸上移動局(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。)の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(一) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(二) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(三) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

(ハ)四〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(二) 陸上移動中継局の送信装置

基地局から陸上移動局(中継を行うものを除く。)への送信(陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。)を中継する場合は、(一)の規定を適用する。

7| 陸上移動局(中継を行うものを除く。)の送信する電波の周波数は、通信の相手方となる基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局の電波を受信することによって、自動的に選択されること。

8| 陸上移動局(再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。)の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(一) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(二) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(三) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。